

2 水環境の保全

水環境を保全するためには、汚濁負荷の低減や水循環の確保、浄化機能の回復、生態系の保全など総合的な対策に取り組む必要があります。

このため、産業系排水対策などの規制的な措置や、公共下水道等の整備、自発的な生活排水対策などに取り組み、閉鎖性水域や都市中小河川等について総合的・計画的な水質保全対策を推進します。

ア 発生源対策

産業系排水対策

- 排水基準の遵守を徹底するとともに、生産工程の改善、有害物質等原材料の見直しなどの指導、および公害防止協定の締結等を推進し、汚濁負荷の低減と水質環境基準の維持・達成を図ります。
- 排水処理施設の整備に対する低利の資金融資を行うほか、排水処理に関する調査・研究とその成果の普及に努め、事業者の自発的な取組を推進します。
- 農林水産業からの汚濁負荷を低減するため、化学肥料や農薬等の適正使用および家畜ふん尿の堆肥化など、環境に調和した農林水産業を推進します。
- 公共下水道の計画的な整備を促進するとともに、処理施設の高度化に努めます。

生活系排水対策

- 公共下水道や農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽^{*1}等の計画的な整備を進めるとともに、処理施設の高度化に努めます。
- 浄化槽の適正な維持管理に関する啓発に努めるとともに、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。
- 環境学習や情報提供を進め、家庭における負荷低減の取組を促進します。
- 生活系排水による汚濁が著しい水域については、モデル事業を実施するなど地域住民の自発的な取組を促進します。

(※1) 合併処理浄化槽：単独処理浄化槽がし尿のみを処理するのに対して、台所・洗濯・風呂などの生活雑排水をも併せて処理することができる施設。